

社会福祉法人 南木曾町社会福祉協議会 居宅介護支援事業運営規程

平成 12 年 8 月 9 日変更

平成 13 年 9 月 18 日変更

平成 19 年 4 月 1 日変更

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 南木曾町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が設置する南木曾町社協居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援者並びに要介護者(以下「要介護者等」という。)に適正な居宅介護支援事業(以下「事業」という。)を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な業者から総合的に効果的に提供されるよう努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービスが特定の種類または特定の業者に不当に偏ることのないよう公平な事業に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては行政、南木曾町地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 3 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 介護支援専門員 1 名(介護支援専門員を兼ねる。)

管理者は、事業所の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに自らも事業を提供するものとする。

(2) 職員 介護支援専門員 5 名以内

職員は、事業の提供にあたりとともに、必要な事務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除くものとする。

(2) 営業時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

(事業の提供方法)

第 5 条 介護支援専門員は懇切丁寧を旨とし、事業の提供に際しては、利用申込者又はその家族に対して、事業の内容及び利用料等の概要を説明し、同意を得るものとする。

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービスの内容、利用料等の情報提供
- (2) 利用者が自立した生活を営むため、在宅支援上の課題を掌握
- (3) 居宅介護サービス計画の作成
- (4) 居宅介護サービス計画の実施状況の掌握、評価、変更
- (5) 利用者に適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議を開催する
- (6) 利用者又は家族、居宅サービス事業者等との継続的な連絡調整
- (7) 利用者が施設サービスを希望する場合、介護保険施設の紹介
- (8) 利用者からの相談等については、相談室で行う。
- (9) 居宅介護サービス計画の作成に使用する課題分析票は全社協方式とする。
- (10) その他、適切な事業の提供に必要な事項

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。又、事業の提供に要した交通費は、徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南木曾町の区域とする。

(秘密保持)

第9条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

2 職員であった者も引き続き前項に規定する義務を負う。

(研修)

第10条 職員である介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待及び虐待を疑われる場合は、要綱のとおり対応する。
- (5) 職員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は会長と管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。